単純な疑問

~東京税理士会会務は会則に則って行うのでは?~

神津会長が1月19日の理事会で同月1月31日をもって東京税理士会(以下「東京会」) の会長を辞す考えを表明した。

会長任期1年以上を残しての退任なので、会則に則り補欠選挙が退任の翌日から90日 以内に行われることが自動的に決まった。

役員選挙規則(以下「規則」)第19条3項は、「次の各号の一に該当する者は、被選挙権を有しない。1. 会則第24条に該当する者 2. 選挙権を有しない者 」とされている。

ところが、平成28年2月18日に届いた役員選挙委員会からの「会長補欠選挙の実施について」を見て目を疑った。「役員選挙についてのご注意」の4.被選挙権に「次に該当する会員は、役員に立候補することができません。①会則第24条(会員の欠格条項)に該当する者 ②選挙権を有しない者 ③立候補日現在、本会の他の役員に就任している者 」と、東京会の役員はやめないと立候補できない旨が付け加えられている。

東京会会則の基本諸則第7条2項に「規則は総会の議決により、細則は理事会の議決により制定し、又は改廃する。」とされている。

規則第19条3項を改正するためには総会の議決が必要なはずである。

規則第51条に「役員の選挙の事務に関する事項で、この規則に定めのない事項又は定められた事項について疑義が生じたときは、委員会の定めるところによる。」とされているが、被選挙権は「役員の選挙の事務に関する事項」ではない。

総会議決事項である被選挙権に関する事項について選挙管理委員会の議決で変更できると解することはできない。

会長の補欠選挙であるから、副会長の立候補が予想される。案の定、副会長が二人立候補したが、役員選挙管理委員会が加えたこの一行により辞任し、事業計画審議、予算審議等の会務遂行に多大な影響をもたらした。さらに、会務運営しながら立候補する権利(義務)まで奪い取った。

副会長は3人になり、審議の上副会長選挙は行わず3人のまま残り任期1年3ケ月、死んだ気になって頑張るとのことだが、規則通りなら4人で会務にあたるチャンスもあった。

「会務は会則に則って行うのでは?」という単純な疑問に普通に答える力、今それが東京会に求められている。